

別添1

○札幌市障がい者相談支援事業実施要綱（抜粋）

※全文については、以下のホームページに掲載予定です。

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/sodanshien.html>

（事業内容）

第5条（16）法第51条の20に規定する特定相談支援事業所及び児童福祉法第24条の28に規定する障害児相談支援事業所との連携及び業務推進支援（事業所間の相談受け入れ調整を含む）

（業務実施上の留意事項）

第8条（3）障がい者ケアマネジメントの手法を活用して、利用者の問題が解決し終結するまで適切に相談支援を実施しなければならないこと。その際、地域における相談支援の円滑な遂行に配慮して、計画相談支援等他の事業所に対応可能な相談支援について適切に引き継ぎ、緊急性のある相談支援や他の事業所に対応困難な相談支援（計画相談支援の対象とならない事例等）を積極的かつ真摯に引き受ける等地域での役割分担に留意するものとする。